

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止請求等控訴事件

一審原告ら 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

一審原告ら控訴審準備書面(31)(32)
の概要
－原判決の判断枠組みに基づく主張－

東京高等裁判所 第22民事部ハに係 御中

2026（令和8）年3月23日

一審原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 裕也

一審原告ら控訴審準備書面(31)(32)の結論

(i)一審被告は、本件原発敷地内の地震観測記録の元データ（本件元データ）を提出する訴訟上の義務があり、

(ii)一審被告が本件元データを提出しない場合には、上記義務違反の効果として、本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離があることが事実上推認され、結果として、原子炉等規制法の要求する安全対策が不十分であり人格権侵害の具体的危険が存在することが認められる。

 上記結論は、原判決が示した判断枠組みに従ったものである

【本日のテーマ】

原判決が示した判断枠組みによってなぜ上記結論が導かれるのか

① 原判決が示した判断枠組みの解釈

② 基準地震動の争点の原判決判断枠組みへのあてはめ

(i) 本件発電所の運転による危険の及ぶ範囲内に居住する原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項のうち、深層防護の第1～第4の防護レベルに相当する事項については、本件発電所につき、本件設置変更許可、本件工事計画認可及び本件運転期間延長認可等を受けている被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する訴訟上の義務があり、

(ii) 被告がこの主張立証を尽くさない場合には、上記義務違反の効果として、当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的危険の存在が事実上推定されるものと解するのが相当である。

Q：
左記判示の趣旨は？

A：
証拠の偏在等に着目して、
上記(i)において、客観的主張立証責任を負わない一審被告にその判断に不合理な点のないことを相当な根拠・資料に基づいて主張・立証する義務を課し、
上記(ii)において、一審被告がその義務を果たさない場合の効果を説示した。

伊方最高裁判決と同じ論理構造

伊方最高裁判決：

(i) 被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、
(ii) 被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

👉伊方最高裁判決の解釈が参考になる

伊方最高裁判決：

(i) 被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、

(ii) 被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

Q：

「不合理な点があること」とは

A：

原告が主張した被告行政庁のした処分を不合理と評価すべき根拠となる具体的事実が存在すること

Q：

「事実上推認される」とは

A：

原告の主張した不合理の評価根拠事実の存在を「認定」することが相当であるとの趣旨

伊方最高裁判決の意義

伊方最高裁判決は、「情報（証拠）偏在訴訟において、圧倒的に多くの情報（証拠）を保有する側の当事者が、自らの保有する情報（証拠）に基づいて主張・立証義務（…）を果たさないときは、**事実審裁判所**としては、**客観的主張・立証責任を負う側の当事者の主張した具体的事実を認定するのが相当**である」ということを示したもの（田中豊著「事実認定の考え方（第2版）」26頁～27頁）

原判決が示した判断枠組みの解釈－伊方最高裁判決の解釈②

伊方最高裁判決の議論の構造は、**事案解明義務**という考え方のそれと類似している（田中豊著「事実認定の考え方（第2版）」25頁）。ただし、**要件の点で、異なっている**。

講学上の事案解明義務	伊方最高裁判決
①客観的主張・立証責任を負う当事者が事件の事実関係から隔絶されていたこと（ 原告の証拠からの隔絶 ）	「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、 当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると 、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」
②同当事者が事実関係を知り得なかったこと又は事実関係から隔絶されたことにつき、非難されるべき事情がないこと（ 原告が事案解明をなし得ないことに非難可能性がないこと ）	
③客観的主張・立証責任を負わない相手方当事者に、具体的事実主張をし証拠を提出するよう期待することが可能であること（ 被告に事案解明の期待可能性があること ）	
④同当事者が自らの主張について 具体的手がり を提示していること	

触れられていない

学説からの示唆（安井英俊「事案解明義務の法的根拠とその適用範囲」（同志社法学58巻7号552頁））

「……事案解明義務の要件として挙げている四点のうち、原告の証拠からの隔絶、原告が事案解明をなし得ないことに非難可能性のないこと、被告に事案解明の期待可能性があることの三点については①判決（※伊方最高裁判決）において明確に判断されたが、……「**手がり**」を提示するという要件については触れられていない。**おそらくは、原発のもつ潜在的な危険性の大きさゆえに、原発訴訟であるということだけで、危険性（あるいは安全性に欠けること）についての「手がり」の提示がなされたことになると解する（座談会・訟務月報41巻1号別冊131頁）」**

証拠の偏在を元にした理論なのだから、ある意味当然のこと

基準地震動に関する争点の原判決判断枠組みへのあてはめ【総論】

原判決261頁の枠組み

原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項の存在

被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断に不合理な点がないことについて、相当な根拠・資料に基づいて、主張立証を尽くす訴訟上の義務

相当な根拠等に基づき主張立証を尽くさない = 上記義務違反

当該事項が事実上推認され、その結果、本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的な危険の存在が認められる

一審原告の主張

本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離がある

【具体的手がかりが存在】
本件地盤モデル：1倍～3倍
実際の観測記録：5倍～10倍
by野津証人

証拠の偏在がある中でのもの

一審被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断の基礎とされた重要な事実を誤認がないことについて、本件元データを提出して主張立証を尽くす義務

本件元データを提出して主張立証を尽くさない = 上記義務違反

本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離があることが事実上推認され、その結果、本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的な危険の存在が認められる。

基準地震動に関する争点の原判決判断枠組みへのあてはめ【各論】

原判決261頁の枠組み

一審原告の主張

原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項の存在

本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離がある

Q.なぜこれが事実である場合に「本件発電所の安全に欠けるところがある」（原子炉等規制法の要求する安全対策が不十分であると評価できる）のか

原規委の公式見解（甲D311：4頁）

✓ 本件基準地震動は、
要素地震の解放基盤波を波形合成したもの

✓ 要素地震の解放基盤波は、
はぎとり解析によって得られたもの

✓ はぎとり解析は、
本件地盤モデルが用いて行われたもの

その解放基盤波を波形合成して策定された**本件基準地震動にも、誤り**があることになる

その本件地盤モデルに基づいてなされた“はぎとり解析”結果（**解放基盤波**）も、**誤り**がある

本件地盤モデルとサイト特性地震観測記録のそれに**乖離**がある（**本件地盤モデルに誤り**がある）

基準地震動に関する争点の原判決判断枠組みへのあてはめ【各論】

原判決261頁の枠組み

一審原告の主張

原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項の存在

本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離がある

Q.なぜこれが事実である場合に「本件発電所の安全に欠けるところがある」（原子炉等規制法の要求する安全対策が不十分であると評価できる）のか

下記のとおり、本件基準地震動は、審査ガイドによって具体化された**設置許可基準規則第4条第3項の「基準地震動」**の要件を満たしていないことになる。そのような**本件基準地震動に基づく耐震重要施設では、同規則第4条第3項の要求する安全に欠けるもの**と言わざるを得ない。

その解放基盤波を波形合成して策定された**本件基準地震動にも、誤り**があることになる

「観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価」できていない解放基盤波を波形合成した本件基準地震動は、「**敷地における地震観測記録を踏まえたもの**」とは評価できない

地震動ガイド I.5.1違反

その本件地盤モデルに基づいてなされた“はぎとり解析”結果（**解放基盤波**）も、**誤り**がある

不正確な“はぎとり解析”によって得られた要素地震の解放基盤波は、「**観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価**」できていない

地震動ガイド I.3.3.2違反

本件地盤モデルとサイト特性地震観測記録のそれに**乖離**がある（**本件地盤モデルに誤り**がある）

基準地震動に関する争点の原判決判断枠組みへのあてはめ【各論】

原判決261頁の枠組み

被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断に不合理な点がないことについて、相当な根拠・資料に基づいて、主張立証を尽くす訴訟上の義務

一審原告の主張

一審被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断の基礎とされた重要な事実^①に誤認がないことについて、本件元データを提出して主張立証を尽くす義務

Q. なぜ、一審被告には本件元データを提出して主張立証を尽くす義務があるのか

原規委の判断

本件基準地震動は**妥当**である（設置許可基準規則第4条第3項の定める「基準地震動」の要件を満たす）

（本件基準地震動の元となった）要素地震の解放基盤波の妥当性を確認した（甲D311：4頁）

本件地盤モデルが正確であることが左記判断の前提事実となるから、**一審原告主張の乖離が認められる場合、左記判断には、重要事実誤認**が認められることになる

原規委による科学的検証の不存在

原規委は適合性審査において、本件元データを提出させておらず、自らフーリエ解析をして地盤モデルの妥当性を科学的に検証していない

☞審査過程では、重要事実誤認の可能性は**全く払拭されていない状態**

= 一審被告において、**本件地盤モデルの正確性（原規委の判断の基礎に重要事実誤認がないこと）を相当な根拠資料を用いて主張・立証する必要**がある。

基準地震動に関する争点の原判決判断枠組みへのあてはめ【各論】

原判決261頁の枠組み

被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断に不合理な点がないことについて、相当な根拠・資料に基づいて、主張立証を尽くす訴訟上の義務

一審原告の主張

一審被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断の基礎とされた重要な事実^①に誤認がないことについて、本件元データを提出して主張立証を尽くす義務

Q. なぜ、一審被告には本件元データを提出して主張立証を尽くす義務があるのか

経験則の存在

一審被告含む原発事業者が原規委に提出する評価結果には、**過小評価や誤謬が入り込む現実的可能性がある**

浜岡原発 基準地震動過小評価事件

基準地震動策定データの恣意的な選定による過小評価。
原規委は審査過程でデータの過小評価を
発見できなかった。

内部告発後、元データを確認

敦賀原発2号機 重要データ書換事件

他ならぬ一審被告自身にも、適合性審査において重要なボーリング柱状図のデータを不適切に書き換えて提出した事実がある

本件原発・敦賀原発2号機 度重なる審査資料不備事件

- ・平成30年：本件原子炉燃料棒の有効長頂部の寸法誤り、工事計画認可申請書の不備発覚
- ・令和元年：敦賀原発2号機の審査資料に1139箇所もの不備発覚
- ・令和4年：敦賀原発2号機の審査資料に追加で157箇所^②の不備発覚

原規委が元データを確認していない評価結果等は、無条件に信用性を肯定できない
☞一審被告に本件元データを提出させる必要がある

基準地震動に関する争点の原判決判断枠組みへのあてはめ【各論】

原判決261頁の枠組み

原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項の存在

被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断に不合理な点がないことについて、相当な根拠・資料に基づいて、主張立証を尽くす訴訟上の義務

相当な根拠等に基づき主張立証を尽くさない = 上記義務違反

当該事項が事実上推認され、その結果、本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的な危険の存在が認められる

一審原告の主張

本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離がある

【具体的手がかりが存在】
本件地盤モデル：1倍～3倍
実際の観測記録：5倍～10倍
by野津証人

一審被告には、上記事項を踏まえて、原規委の判断の基礎とされた重要な事実を誤認がないことについて、本件元データを提出して主張立証を尽くす義務

本件元データを提出して主張立証を尽くさない = 上記義務違反

本件地盤モデルに基づくサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離があることが事実上推認され、その結果、本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的な危険の存在が認められる。